

八戸学院大学短期大学部学則

目 次

- 第1章 総則（第1条～第2条の3）
- 第2章 学科の組織（第3条）
- 第3章 修業年限および学生定員（第4条・第5条）
- 第4章 授業科目（第6条～第6条の3）
- 第5章 履修方法および履修修了の認定（第7条～第13条の4）
- 第6章 卒業の認定（第14条・第15条）
- 第7章 入学、転学、転科、休学、復学、退学、再入学、除籍および復籍（第16条～第29条の2）
- 第8章 受験料、入学会員および学費（第30条～第35条）
- 第9章 職員組織（第36条・第37条）
- 第10章 運営会議および教授会（第38条～第40条）
- 第11章 図書館、地域連携研究センターおよび系列校（第41条～第44条）
- 第12章 科目等履修生、聴講生、委託生、外国人留学生および研究生（第45条～第49条）
- 第13章 公開講座（第50条）
- 第14章 学年、学期および休業日（第51条・第52条）
- 第15章 学生寮および厚生保健施設（第53条～第56条）
- 第16章 賞罰（第57条～第60条）
- 第17章 補則（第61条・第62条）

第1章 総 則

第1条 八戸学院大学短期大学部（以下「本学」という。）は、カトリック精神に基づき、広く豊かな教養を授け、深い専門の学術を探求せしめ、正しい道徳観と高い知性を有する民主主義的にして平和を愛好する人材を育成することを目的とする。

2 幼児保育学科は、カトリシズムに則り、愛と知性に富み、健全にして豊かな情操と調和のとれた人格を有し、保育の社会的発展に貢献する人材の育成を目的とする。

第2条 本学は、高等教育機関としての教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動、その環境および大学運営等の状況について包括的に自ら点検・評価を行う。

2 前項の点検・評価の実施に関する細目等については、別に定める。

第2条の2 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2条の3 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行うものとする。

第2章 学科の組織

第3条 本学には次の学科を置く。

- (1) 幼児保育学科

第3章 修業年限および学生定員

第4条 本学の修業年限は次のとおりとする。ただし、在学年限は修業年限の2倍を超えることができない。

- (1) 幼児保育学科 修業年限 2年

第5条 毎年本学に入学せしめる学生の入学定員および総定員は次のとおりとする。

- (1) 幼児保育学科 入学定員 100名 総定員 200名

第4章 授業科目

第6条 本学は、短期大学および学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、学科に係る専門の学芸を教授し、職業または実際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。

第6条の2 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施するものとする。

第6条の3 学科の授業科目および単位数は、別表1のとおり定める。

2 各学科の授業科目は、これを必修科目と選択科目とに分ける。

第5章 履修方法および履修修了の認定

第7条 授業科目の履修修了の認定を受けた者には、別表1に定める単位を与える。

2 各授業科目に対する単位数は、次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習については、1から2時間の講義及び演習に対し1から2時間の準備または学習を必要とすることを考慮し、15から30時間の範囲で定めた時間数を1単位とする。

(2) 実習、実験、実技については、2時間の実習、実験、実技に対し、1時間の準備または学習を必要とすることを考慮し、30時間から45時間の範囲で定めた時間数を1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実習、実験または実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して定めた時間数を1単位とする。

第8条 授業科目の履修修了の認定は、試験または論文による。ただし、実験、実習、演習および実技は、平常の成績によって認定することができる。

第9条 各授業科目の履修成績評価は、秀(90点以上)、優(80点以上90点未満)、良(70点以上80点未満)、可(60点以上70点未満)および不可(59点以下)の評語で表わし、可以上を合格とする。

2 グレード・ポイント・アベレージ(GPA)については別に定める。

第9条の2 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を、別に定めるものとする。

2 本学は、別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生および特別の理由が認められた学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

第9条の3 他の学科が開設する授業科目について履修を希望する学生があるときは、教授会の議を経て許可することがある。

第10条 各授業科目について、授業時間数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目修了の認定を受けることができない。

第11条 授業料その他納入金未納の者は、授業科目の履修修了の認定を受けることができない。

2 休学中の者は、その学期の試験を受けることができない。

第12条 正当な事由により試験を受けることができなかつた者または試験に不合格であった者のため、追試験または再試験を行うことができる。

第13条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学、短期大学または高等専門学校専攻科において履修した授業科目について、修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第13条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する以前に行った大学、短期大学または高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目を履修したものとみなし、単位を認定することができる。

第13条の3 学生が職業を有している等の事情により第4条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修(以下「長期履修学生」という。)し卒業することを希望する場合は、その計画的な履修を認める

ことができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第 13 条の 4 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 卒業の認定

第 14 条 卒業のためには、第 4 条に定める修業年限以上在学し、次のとおり単位を修得しなければならない。

(1) 幼児保育学科 教養科目 14 単位 専門科目 52 単位以上 合計 66 単位以上

2 前項の要件を充たした者に対して、教授会の審議を経て学長は卒業を認定する。

3 卒業を認定された者に対して、学長は短期大学士の学位を授与する。

第 15 条 幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、前条に規定するものほか教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)および教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に規定する単位を修得しなければならない。

2 保育士の資格を得ようとする者は、厚生労働大臣が定める修業科目および単位を修得しなければならない。

第 7 章 入学、転学、休学、復学、退学、再入学、除籍および復籍

第 16 条 入学の時期は、学年の始めとする。

第 17 条 本学に入学できる者は、次のとおりとする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者

(通常の課程以外の課程による、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者。または、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)

で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第 18 条 入学志願者は、所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

2 入学志願者の選抜は、学力検査の成績および出身高等学校長からの調査書を資料にして行う。

第 19 条 入学についての入学試験及び手続きなどは、別に定める。

第 20 条 次の各号の一に該当する者が入学または転入学を志願したときは、選考のうえ入学を許可することができる。

(1) 学士の学位および短期大学士の学位を有する者

(2) 他の大学の学生

2 前項の志願者は、入学願書または転学願書および履歴書を提出しなければならない。ただし、前項第 1 号に定める者は卒業証明書を、また前項第 2 号に定める者は現に在学する大学の学長または学部長の転学承諾書および履修科目の成績証明書を添えて提出しなければならない。この場合、入学を許可された者の本学に在学すべき年数および履修すべき科目ならびに単位数は、教授会の審議を経て学長が定める。

第 21 条 入学の許可は、教授会(入学者選抜委員会)の審議を経て学長が決定する。

第 22 条 入学を許可された者は、別に定める入学手続きに従い、保証人連署の誓約書その他の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

第 23 条 保証人は、その学生の在学中に係る一切の事件について連帯の責任を負わなければならない。

- (1) 保証人は独立の生計を営み、確実に保証人の責を履行できる成年者でなければならない。
- (2) 保証人は2名とし、うち1名は八戸市近在に居住している者とする。
- (3) 保証人が死亡または前号の資格を失ったときは、改めて保証人を定め速やかに届け出なければならない。

第24条 入学を許可された後、所定の手続を完了しない場合は、その者の入学許可を取り消すことがある。

第24条の2 本学の学生で、他の学科に転科を希望する者があるときは、選考のうえ、これを許可することができる。

2 転科を許可された者の本学に在学すべき年数および履修すべき科目ならびに単位数は、教授会の審議を経て学長が定める。

第25条 疾病その他やむを得ない事情により引き続き3ヶ月以上修学することができない者は、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は通算2年以内とし、在学年限に算入しない。

第26条 休学者が復学しようとする場合は、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得て復学することができる。

2 病気による休学の場合および病気治癒による復学の場合は、医師の診断書を添付し、学長の許可を得なければならない。

第27条 他の大学に転学を希望する者がある場合は、教授会の審議を経て、学長はこれを許可することができる。

第28条 病気その他の事由により退学しようとする場合は、事由を具し、保証人連署のうえ願い出なければならない。

第29条 願いにより退学した者が再入学を願い出た場合は、教授会の審議を経て学長が許可することができる。

第29条の2 学費を正当な理由なく所定の期日までに納入しない者は、教授会の審議を経て学長が除籍する。

2 前項により除籍された者が保証人連署で復籍を願い出た場合は、教授会の審議を経て学長が許可することができる。

第8章 受験料、入学金および学費

第30条 入学または転学を志望する者は、受験料として25,000円を納入しなければならない。ただし、大学入試センター試験成績利用入学試験の受験料は、15,000円とする。

第31条 入学を許可された者は、入学金230,000円を所定の期日までに納入しなければならない。

2 入学金を所定の期日までに納入しない場合は、その者の入学の許可を取り消すことがある。

第32条 学費は、次に掲げる年額を前期および後期の二期に分納するものとし、それぞれの期において納付する額は年額の2分の1に相当する額とする。ただし、学費は社会経済情勢その他の関係で在学期間に変更することがある。

(1) 幼児保育学科 授業料 570,000円 教育費 270,000円

2 前項の規定にかかわらず、第13条の3に規定する長期履修学生の学費年額は、正規課程学生の学費総額を許可された修業年限で除した額とする。

3 学費の納付期限は、次のとおりとする。ただし、新入生前期の納付期限は別に定める。

(1) 前期 4月 5日

(2) 後期 10月 5日

4 学費を正当な理由なく所定の期日までに納入しない場合は、その者を除籍することができる。

第33条 既納の受験料、入学金および学費はこれを還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、本学に入学を許可された者が入学時に所定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、その請求により学費を還付する。

第34条 退学した者、退学を命ぜられた者または除籍された者は、その期間に属する学費を納入しなければならない。

ただし、願い出により退学した者または第29条の2第1項により除籍された者が再入学または復籍する場合の納入金については、別に定める。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の学費を納入しなければならない。

第35条 休学期間中の学費は免除する。ただし、前期または後期の中途において休学を許可された者または復学した者は、その期の学費を納入しなければならない。

第9章 職員組織

- 第36条 本学に学長、学科長、教育センター長、学生支援センター長、キャリア支援センター長、大学評価統括本部長、教授、准教授、講師および事務職員を置く。
- 2 本学に副学長、学長補佐、助教、助手および技術職員を置くことができる。
- 第37条 学長は本学を統轄し、これを代表する。
- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。
- 3 学長補佐は、学長の命を受け特任事項を掌る。
- 4 学科長は、当該学科の校務を掌る。
- 5 教育センター長、学生支援センター長、キャリア支援センター長および大学評価統括本部長は、学長の命を受け所管業務を掌る。
- 6 教授・准教授・講師・助教は学生を教授し、その研究を指導するとともに研究その他の職務に従事する。
- 7 助手は教授・准教授・講師・助教の職務を助け、研究その他の職務に従事する。

第10章 運営会議および教授会

- 第38条 本学に、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。
- 2 運営会議は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、これを審議し、意見を述べるものとする。
- (1) 教育研究に関する基本方針および教学運営上の全学的事項
- (2) 教員の人事に関する事項
- (3) 教授会の審議に関する基本的、共通的事項
- (4) 各種分掌の組織および分掌内容に関する事項
- (5) 学則、諸規程の制定・改廃および運用に関する事項
- (6) その他、学長が必要と認めた重要事項
- 3 運営会議の審議を経て学長が決定した事項は、教授会に報告するものとする。
- 4 運営会議の組織および運営方法等については、別に定める八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程による。

第39条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長が意思決定を行うにあたり、次の各号について審議し、意見を述べるものとする。
- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 前号にかかる教育および指導に関する事項
- (3) 研究活動に関する事項
- (4) 学生の入学、卒業および学位の授与に関する事項
- (5) 学生の休学、退学、転学および復学等に関する事項
- (6) 試験および学業成績に関する事項
- (7) 学生の生活指導および賞罰に関する事項
- (8) その他、学長が必要と認めた事項
- 3 本条に定めるもののほか、教授会について必要な事項は、別に定める八戸学院大学短期大学部教授会規程による。
- 第40条 学長は、運営会議の審議を経て校務分掌を組織し、分掌事項を定める。
- 2 校務分掌に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 図書館、地域連携研究センターおよび系列校

- 第41条 本学に、図書館を置く。
- 第42条 本学に、地域連携研究センターを置く。
- 第43条 本学の教職に関する専門科目の実施研究に資するため、次の高等学校および幼稚園（以下「系列校」という。）を協力校とする。

- (1) 八戸学院光星高等学校
- (2) 八戸学院野辺地西高等学校
- (3) 八戸学院幼稚園
- (4) 八戸学院聖アンナ幼稚園
- (5) 八戸学院第二しののめ幼稚園

第 44 条 図書館、地域連携研究センターおよび系列校に関する規程は、別に定める。

第 12 章 科目等履修生、聴講生、委託生、外国人留学生および研究生

第 45 条 本学の開設する授業科目中の一部の授業科目について履修を希望する者があるときは、正規の学生の修学を妨げない範囲で、教授会の審議を経て学長が科目等履修生または聴講生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生として授業科目を履修した者には、単位の授与または修了の事実を証する証明書を交付することができる。

3 科目等履修生または聴講生についての規定は、別に定める。

第 46 条 公共機関から本学において履修することを委託された者は、教授会の審議を経て、学長が委託生として入学を許可することがある。

第 47 条 外国人の入学志願者で、当該外国公館の証明を有し履修に堪える見込みのある者は、教授会の審議を経て学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

第 48 条 本学で特別の課題について研究を進めようと希望する者があるときは、教授会の審議を経て学長が研究生として在籍を許可することがある。

2 研究生についての規定は、別に定める。

第 49 条 科目等履修生、聴講生、委託生、外国人留学生および研究生は、本章に規定するものほか、他の各章の規定を準用し、正規の課程の学生と同様に一般の規則を守らなければならない。

第 13 章 公開講座

第 50 条 本学は、時期によって公開講座を開くことができる。

2 公開講座に関する規定は、別に定める。

第 14 章 学年、学期および休業日

第 51 条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。授業実施総週数は35週とする。

2 学年を2学期に分け、次の2期とする。

前期は4月1日から9月30日まで

後期は10月1日から翌年3月31日まで

第 52 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日 4月18日
- (4) 春季休業 3月20日から4月10日まで
- (5) 夏季休業 7月11日から8月31日まで
- (6) 冬季休業 12月22日から翌年1月15日まで

2 学長は、前項に定める休業日を変更し、または臨時休業の日を定めることができる。

3 休業日においても、必要に応じ実習を課し、または特別講義等を行うことがある。

第 15 章 学生寮および厚生保健施設

第 53 条 本学に、学生のために学生寮を置くことができる。

第 54 条 学生寮に関する規定は、別に定める。

第 55 条 本学は、学生の体育向上のため庭球コートその他必要な運動施設を設ける。

第 56 条 本学は、学生の厚生のため学生ホールを設ける。

第 16 章 賞 罰

第 57 条 本学の目的および使命によく合致した学生は、教授会の審議を経て学長はこれを賞することができる。

第 58 条 本学の学則に違反し、またはその本分に反する行為があったときは教授会の審議を経て、学長はこれを懲戒することができる。

第 59 条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 戒告
- (2) 停学
- (3) 退学

第 60 条 次の各号の一に該当する者に対しては、退学を命ずることができる。

- (1) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (2) 学力劣等など、または疾病やその他の事故により成業の見込みがない者
- (3) 性行不良で改心の見込みがないと認められた者
- (4) 学校の秩序を乱し、そのほか学生として本分に反した者

第 17 章 補 則

第 61 条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

第 62 条 この学則の改正は、運営会議の審議を経て学長が決定し、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この学則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この学則は、平成 元年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 15 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 16 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 17 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 18 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 19 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 20 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 21 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

- 22 この学則は、平成 9年 4月 1日から施行する。
- 23 この学則は、平成 10年 4月 1日から施行する。
- 24 この学則は、平成 11年 4月 1日から施行する。
- 25 この学則は、平成 12年 4月 1日から施行する。
- 26 この学則は、平成 13年 4月 1日から施行する。
- 27 この学則は、平成 14年 4月 1日から施行する。
- 28 この学則は、平成 15年 4月 1日から施行する。
- 29 この学則は、平成 16年 4月 1日から施行する。
- 30 この学則は、平成 17年 4月 1日から施行する。
- 31 この学則は、平成 17年 10月 1日から施行する。
- 32 この学則は、平成 18年 4月 1日から施行する。
- 33 この学則は、平成 19年 4月 1日から施行する。
- 34 この学則は、平成 20年 4月 1日から施行する。
- 35 この学則は、平成 21年 4月 1日から施行する。
- 36 この学則は、平成 22年 4月 1日から施行する。
- 37 この学則は、平成 23年 4月 1日から施行する。
- 38 この学則は、平成 24年 4月 1日から施行する。
- 39 この学則は、平成 25年 4月 1日から施行する。
- 40 この学則は、平成 25年 9月 27日から施行し、平成 25年 8月 26日から適用する。
- 41 この学則は、平成 26年 4月 1日から施行する。
- 42 この学則は、平成 27年 4月 1日から施行する。
- 43 この学則は、平成 28年 4月 1日から施行する。ただし、平成 28年 3月 31日現在在籍の学生については、なお従前の例による。
- 44 この学則は、平成 29年 4月 1日から施行する。ただし、平成 29年 3月 31日現在在籍の学生については、なお従前の例による。
- 45 この学則は、平成 30年 4月 1日から施行する。ただし、平成 30年 3月 31日現在在籍の学生については、なお従前の例による。